

01

移動等円滑化経路等

■ 基本的な考え方

高齢者、障がい者等が建築物を安全かつ円滑に利用するためには、建築物の敷地が接する道等から利用居室までの経路について、段差を解消し、通行しやすい幅や勾配を確保した経路(移動等円滑化経路)とする必要があります。

■ バリアフリー整備基準

| | 内 容 | 関連条項 | 対象規模 |
|----------|--|-------------------|-------|
| 移動等円滑化経路 | ①(1)～(4)のそれぞれの経路のうち、1以上を移動等円滑化経路としているか (1)道等から利用居室までの経路 (2)利用居室から車いす使用者用便房までの経路 (3)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 (4)公共用歩廊の場合で、一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路 | 令 18-1 | 別表第 1 |
| | ②移動等円滑化経路上には階段又は段を設けないこと (ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く) 【ただし、以下のいずれかに該当する場合に限り②の規定を免除する】 | 令 18-2-1 | |
| | (1)床面積の合計が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の用途変更を行う場合 (免除は垂直方向の移動に限る) | 条 14-1-1 ただし書き | |
| | (2)床面積の合計が 200 m ² 未満の用途変更を行う場合 | 条 14-1-2 ただし書き | |
| | (3)床面積の合計が 500 m ² 未満の新築等を行う場合で、以下のすべてに該当する場合(免除は垂直方向の移動に限る) | 条 19-1 ただし書き | |
| | ・地上階にて直上下階の利用居室にて提供されるサービスが受けられる場合 | | |
| | ・地上階に車いす使用者用便房を設置する場合 | | |
| | ・地上階に車いす使用者用駐車施設を設置する場合 | | |

■ バリアフリー整備基準の解説 ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

令…施行令
条…県条例

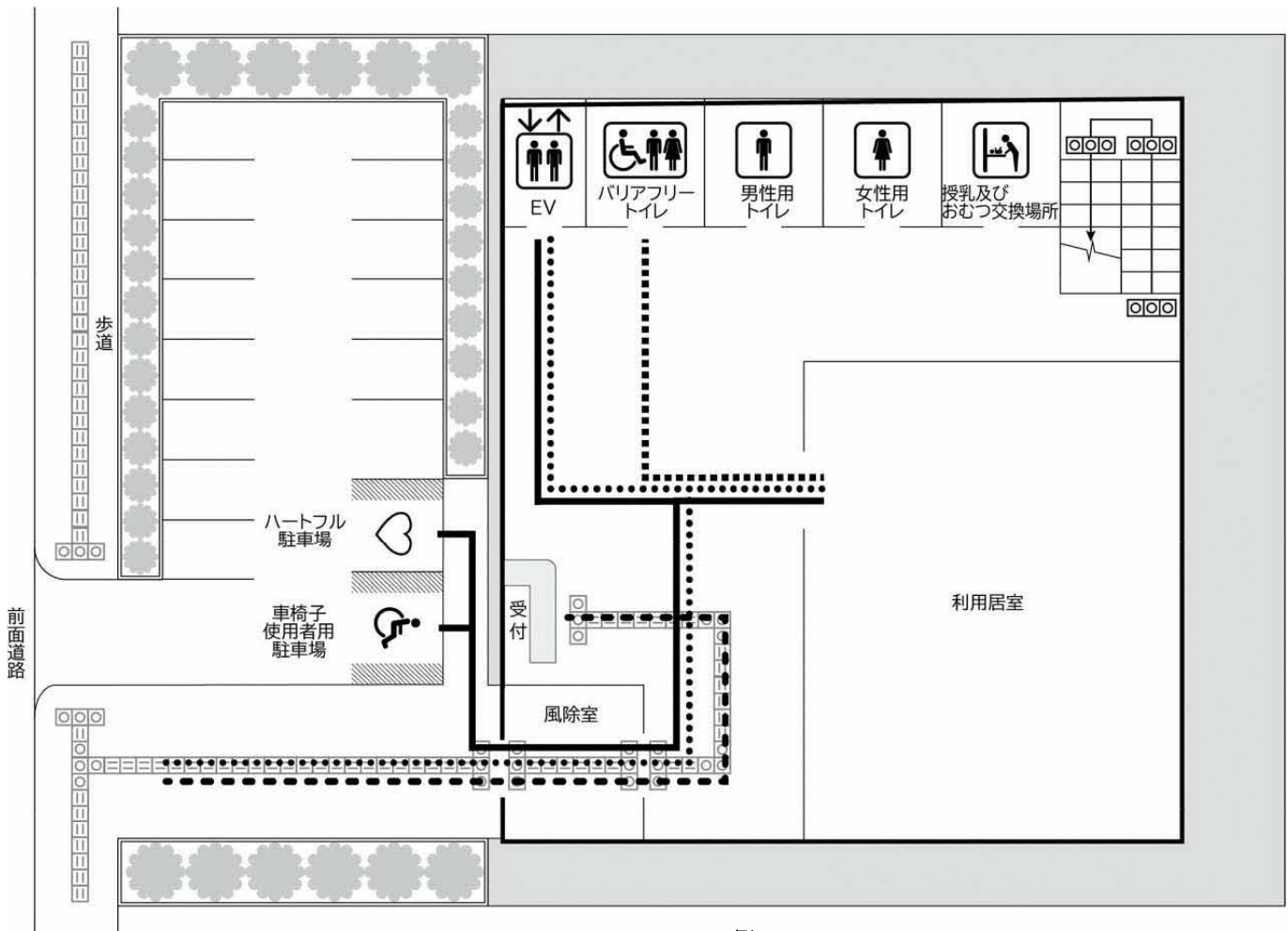
<移動等円滑化経路の基準>

| 項目 | 解説 | 参照条文等 | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|-----|-------------|-----|--------------|-----|---------------------------------|-----|----------|----|--------|
| ① 移動等円滑化経路 【図1～4】 | <p>●(1)～(4)までの経路は、そのうち1以上を、高齢者、障がい者等が建築物を円滑に利用することができるように、移動等円滑化経路とすること。</p> <p>●移動等円滑化経路上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター及びその乗降口ビーム、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、法、施行令、条例に基づく移動等円滑化経路の整備基準に適合させること。</p> <p>(整備基準の参照ページ)</p> <table border="1"> <tr> <td>出入口に関する整備基準</td> <td>P14</td> </tr> <tr> <td>廊下等に関する整備基準</td> <td>P24</td> </tr> <tr> <td>傾斜路等に関する整備基準</td> <td>P36</td> </tr> <tr> <td>特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準</td> <td>P46</td> </tr> <tr> <td>敷地内通路の基準</td> <td>P●</td> </tr> </table> | 出入口に関する整備基準 | P14 | 廊下等に関する整備基準 | P24 | 傾斜路等に関する整備基準 | P36 | 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準 | P46 | 敷地内通路の基準 | P● | 令 18-1 |
| 出入口に関する整備基準 | P14 | | | | | | | | | | | |
| 廊下等に関する整備基準 | P24 | | | | | | | | | | | |
| 傾斜路等に関する整備基準 | P36 | | | | | | | | | | | |
| 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機に関する基準 | P46 | | | | | | | | | | | |
| 敷地内通路の基準 | P● | | | | | | | | | | | |
| (1)利用居室までの経路 | <p>●道等から利用居室までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備すること。</p> <p>※「道等」は道又は公園、広場その他の空地をいう。</p> <p>※「利用居室」は不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室をいう。</p> <p>●共同住宅に設ける集会室等は、利用居室となるため、移動等円滑化経路の整備が必要である。集会室等を設けない場合も一定規模以上のもは、各住戸までの経路を準移動等円滑化経路として整備すること。(参照:17 準移動等円滑化経路 P●)</p> | | | | | | | | | | | |
| (2)車椅子使用者用便房までの経路 | <p>●利用居室から車椅子使用者用便房までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備すること。</p> | | | | | | | | | | | |
| (3)車椅子使用者用駐車場までの経路 | <p>●車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路は、そのうち1以上を移動等円滑化経路として整備すること。</p> | | | | | | | | | | | |
| (4)公共用歩廊 | <p>●公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペDESTリアンデッキなど、単に移動の手段として利用されるものをいう。</p> | | | | | | | | | | | |
| ②段差の禁止 【図1～4】 | <p>●移動等円滑化経路には、原則階段又は段を設けてはならない。そのため、移動等円滑化経路に段差が生じる場合は、移動等円滑化措置として傾斜路又はエレベーター等(以下、「エレベーター等」という。)を設置して段差を解消すること。ただし、以下の場合に該当するときは、段差の解消やエレベーター等の設置を免除する。</p> <p>その1 条例第14条第1項2号ただし書き</p> <p>・床面積の合計が200㎡未満の既存建築物を用途変更して特別特定建築物とする場合は、経路上における既存の段差解消を免除する。(段差を新設することは不可)</p> <p>この場合において、持ち運び型スロープ等を設置することによって、バリアフリーに配慮することが望ましい。</p> <p>その2 条例第14条第1項第1号ただし書き</p> | <p>令 18-2-1</p> <p>条 14-1</p> <p>条 14-12</p> | | | | | | | | | | |

| 項目 | 解説 | 参照条文等 |
|----|--|---------------|
| | <p>・ 床面積の合計が 200 m²以上 500 m²未満の建築物を用途変更して特別特定建築物とする場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置を免除する。ただし、同一階の経路上における段差については、傾斜路等により解消する必要がある。【追記・修正】</p> <p>その3 条例第19条ただし書き</p> <p>・ 床面積の合計が 500 m²に満たない特別特定建築物で、以下のいずれにも該当する場合は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置を免除する。ただし、同一階の経路上における段差については、傾斜路等により解消する必要がある。【追記・修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスが地上階で提供されること。 ✓ 車いす使用者用便房が地上階に設置されること。 ✓ 車いす使用者用駐車施設が地上階に設置されること。 | <p>条 19 条</p> |

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図1 移動等円滑化等のための整備が必要となる経路



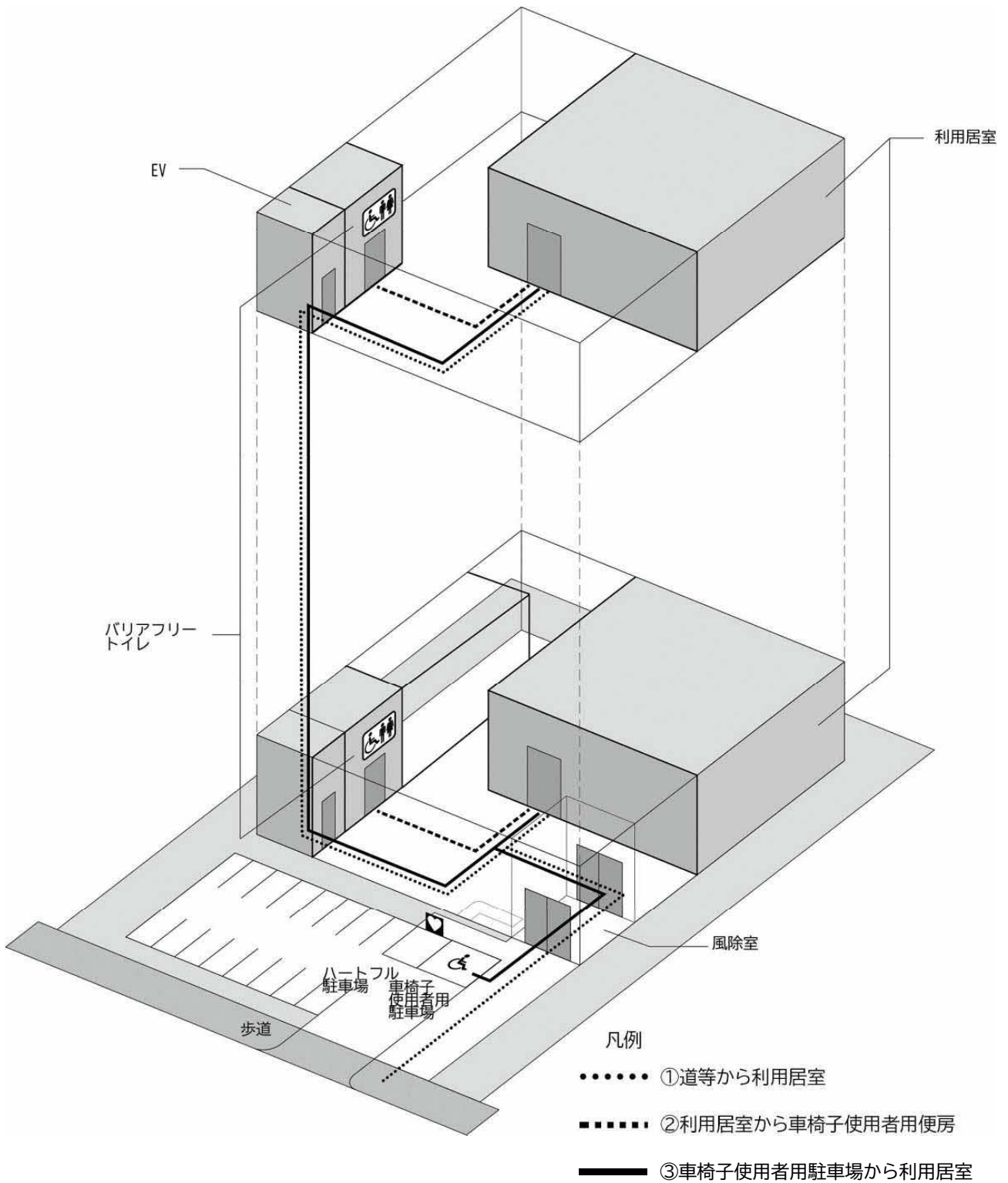
凡例

- (1)道等から利用居室
- ■ ■ ■ (2)利用居室から車椅子使用者用便房
- (3)車椅子使用者用駐車場から利用居室
- — — — (視)視覚障害者移動等円滑化経路(POO)

※(4)は、公共用歩廊から他方の側の道等までの経路を示すため、記載していない。

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 2 移動等円滑化経路

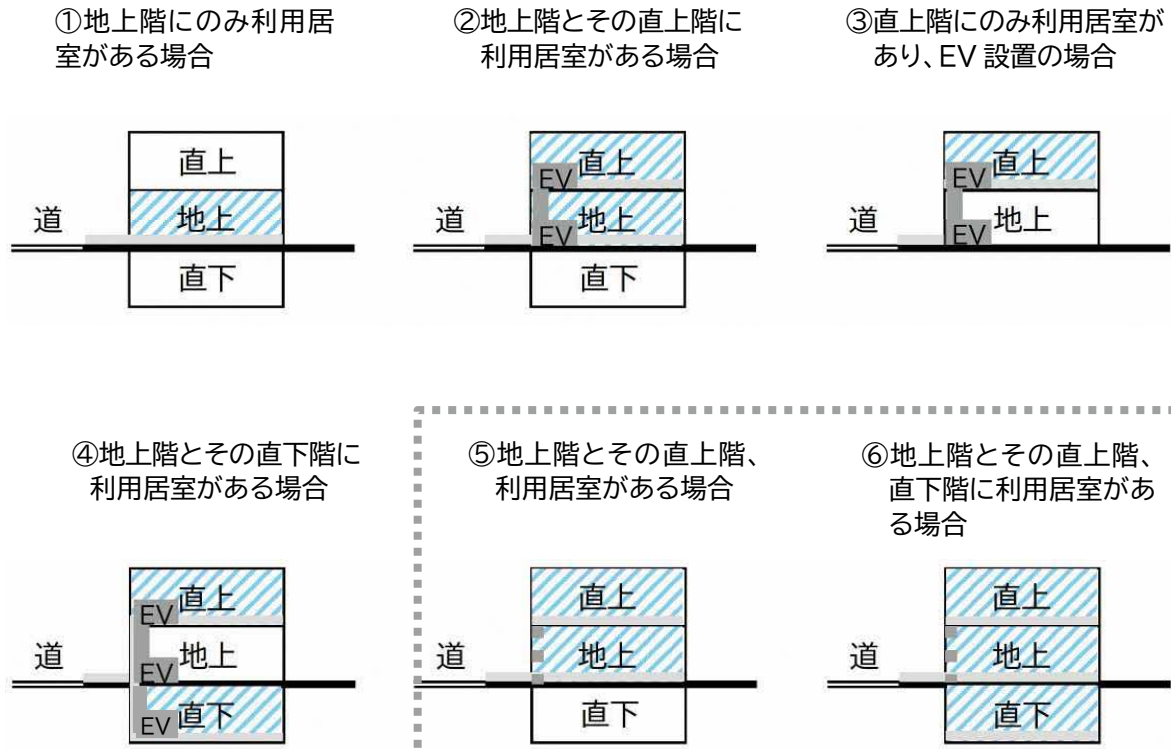


■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図3 移動等円滑化経路の整備が必要となる利用居室

条例第19条第1項前段により、施行令第18条第1項第1号かっこ書きの「垂直移動が1層分まではエレベーター設置を免除する規定」を除外しているため、原則として垂直移動が1層分の建築物であっても、エレベーターの設置が必要となる。ただし、同項ただし書きにより、「床面積の合計が500㎡に満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室において提供され、**車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設が地上階に設置されている場合**」は、他の階へ移動するためのエレベーター等の設置が免除(移動等円滑化経路上の階段又は段の設置を許容)されます。なお、同一階における経路上の段差については、傾斜路等により解消する必要があります。

01
移動等円滑化経路等



※エレベーター等の設置免除の場合
床面積 500㎡未満であり、地上階の直上階又は直下階で提供されるサービスが地上階でも提供でき、**車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設が地上階に設置されているとき。**

- 凡例
- … 利用居室のある階層
 - … 利用居室のない階層
 - … EV設置の場合
 - … EV設置免除の場合
 - … 移動等円滑化経路

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 4 既存建築物の用途変更に関する免除規定

既存建築物の利活用を促進するため、条例第 14 条第 1 号及び 2 号により、一定規模未満の既存建築物の用途変更について、段差解消等に関する規定を免除している。主に、戸建住宅を福祉施設、古民家を飲食店等に用途変更する場合を想定したものである。この場合において、利用者の水平方向の移動等を円滑にするため、持ち運び型スロープ等により段差を解消することが望ましい。

| バリアフリー整備基準 | | 200 m ² 未満 | 200 m ² 以上 500 m ² 未満 | 500 m ² 以上 | |
|-------------|-------------|-----------------------|--|-----------------------|----|
| 一般基準 | | 適用 | 適用 | 適用 | |
| 移動等円滑化経路の基準 | 段差解消の基準 | 水平 | — | | 適用 |
| | | 垂直(他の階へ移動するための EV 等) | — | | — |
| | 廊下幅の基準 | | — | | 適用 |
| | 傾斜路の基準 | | — | | 適用 |
| | 敷地内通路の基準 | | — | | 適用 |
| | 主たる出入口の幅の基準 | | 適用(ただし、70cm以上) | | 適用 |
| | 便所の出入口の幅の基準 | | — | | 適用 |
| | 上記以外の基準 | | 適用 | | 適用 |